ゼロカーボン北海道普及推進事業委託業務 企画提案指示書

1 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

ゼロカーボン北海道普及推進事業委託業務

(2) 委託業務の趣旨及び目的

道は、2050年までに道内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道」の実現を掲げ、2030年度には2013年度比48%削減という国よりも高い削減目標を設定している。特に本道は、積雪寒冷な気候から冬季の暖房使用などによる家庭部門のCO2排出量の割合が全国に比べて高い状況にあり、道民の行動変容を促していくことが重要。

昨年11月の道民意識調査では、ゼロカーボンの認知度は6割程度であったのに対し、道の2030年度の削減目標については、全体で半数以上、特に10代から20代では、約3分の2から「知らない」と回答があり、北海道の未来を担う若い世代を中心に理解の促進を図る必要がある。

本事業は、イベントの実施等によって「ゼロカーボン北海道」の意義や次世代自動車などの普及啓発を行うことにより、若者をはじめ、全道各地で行動変容につながるきっかけづくりを行うことを目的とする。

(3) 委託業務の内容

次の内容とする。なお、業務にあたっては道と打合せを行いながら進め、打合せの議事録を 受託者において作成し、打合せ後7日以内に道に提出すること。

ア 地域PRイベントの企画・実施

道民への「ゼロカーボン北海道」の理解促進と取組推進のため、道内6箇所以上(うち石 狩振興局管内以外で4箇所以上)で効果的な普及啓発イベントを実施する。

(ア) 開催場所及び日程

より効果的な普及啓発のため、事業の実施にあたっては、以下の2箇所を含めることとし、一定の集客が見込める各イベント会場でブース出展すること。

a 北海道日本ハムファイターズ対東北楽天ゴールデンイーグルスの試合における地域 PR ブース出店

月日: 9月20日 (金)

主催:北海道日本ハムファイターズ

場所:エスコンフィールドHOKKAIDO

b 北海道コンサドーレ札幌サスティナブルプロジェクトPASS MATCH (仮称)

月日:9月14日(土)

主催:株式会社コンサドーレ

場所:札幌ドーム

参考:今後開催予定の一定数の集客が見込めるイベント

c きたみ秋まつり(仮称)

月日:10月頃

主催:北見市観光協会

場所:未定

d とかち・市民環境交流会

月日:11月頃主催:帯広市

場所:とかちプラザ

e 北の恵み食ベマルシェ 2024

月日: 9月14日 (土) ~16日 (月)

主催:北の恵み食ベマルシェ実行委員会

場所:旭川市中心市街地(旭川駅前広場、平和通買物公園、七条緑道)

f はこだてエコライフ展

月日:11月頃

主催:函館市、函館市地球温暖化対策地域推進協議会、北海道環境財団

場所: 未定(R5:シエスタハコダテ 4F 「Gスクエア」)

g くしろウインターパーク

月日:1月18日(土)~2月9日(日)の金・土・日曜日

主催:くしろウインターパーク実行委員会

場所:釧路川耐震岸壁リバーサイド地区(釧路市幸町4)

h 大ほっかいどう祭

月日:7月27日(十)~28日(日)

主催: 札幌テレビ放送株式会社・株式会社札幌ドーム

場所: 札幌ドーム

i (仮称)環境広場さっぽろ 2024

月日:8月24日(土)~8月25日(日)

主催: 札幌市場所: 札幌ドーム

(イ) 主な内容

a 体験・PRコーナーの運営

ブース内で道民の行動変容のきっかけになるコーナーを設置し、運営する。

・体験ブースはゼロカーボンに関する行動変容に繋がる内容のものを3種類程度用 意し、運営すること。

例: EV 展示と給電、高断熱サッシの断熱性能を体験、フイルム型太陽光パネルの展示、ゼロカーボンロゴやキャラクターを使用した缶バッジ作りなど

- ・「北海道ゼロチャレ!家計簿」アプリの普及啓発(利用メリットの説明、啓発パネルの展示など)
- ・ゼロカーボン北海道に関連するパネル展示
- ・その他ゼロカーボン北海道の普及啓発

b 要件

- ・開催日程が重なった場合、2班体制で実施するなどの工夫をすること。
- ・イベント会場との連携など、多くの集客が期待できるイベントを提示すること。
- ・会場によってはスペースの都合で同規模での実施が困難な場合もあるので、柔軟 に対応すること。
- ・来場者にアンケート調査を実施し、アンケート調査結果の集計分析を行うこと。
- ・PRブースでは、展示物の説明など、接客対応ができる人員を配置すること。
- ・各イベントの開催が中止になるなど、事業実施の前提条件が変化した場合、委託 者と協議の上、代替的な対応を取ること。
- ・出展費用等については、受託者で負担すること。

c 周知方法

SNS 等での呼びかけなど効果的なプロモーションを提案し、実施すること。

イ 次世代自動車展示会業務(実展示)

(ア) 開催時期(予定)

契約締結日~令和7年(2025年)2月のうちの1日(前日は開催準備) ※原則、集客が見込まれる時期(夏~秋)の土日祝日とすること。

(イ) 内容 (案)

- ・次世代自動車及び充電・充填施設の普及啓発を図るため、自動車メーカー及び自動車販売 店、次世代自動車所有者等と連携し、道民、企業向けの展示会を行うこと。
- ・展示会場については、原則札幌市内とし、多くの道民、企業が来場可能な場所にて開催すること。当日は来場者数を計測すること。
- ・展示車両は5台程度とし、原則、複数メーカーが製造・販売する車両を使うこと。
- ・次世代自動車の活用方法や性能紹介するとともに、来場者が試乗・試運転出来るよう可能 な限り配慮すること。
- ・急速充電施設や充電方法を紹介することで、より多くの道民、企業が次世代自動車の利活 用、今後の購入意欲につながる内容とすること。
- ・屋外で開催する場合、雨天時を想定したイベント内容とすること。
- ・次世代自動車の展示にあたっては、次世代自動車の性能や充電施設を紹介するパネルを製作、掲示すること(3枚程度)。
- ※自動車の所有者から貸与されたパネルデータの印刷、掲示も可。
- ・来場者にアンケート調査を実施し、アンケート調査結果の集計分析を行うこと。

(4) 業務処理に当たっての留意事項

- ア 業務の目的を達成するための最適な事業計画を立て、業務の進行管理を適切に行うこと。
- イ ゼロカーボンに関する有識者及び団体(ゼロカーボン北海道推進協議会など)との協力 体制、連携体制を構築すること。
- ウ 企画に基づく事業の実施を行うこと。なお、業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として道と受託者が協議し決定する。

(5) 成果物の提出

業務を完了したときは、成果品として、実施結果等を取りまとめた報告書を提出すること。 r 報告書は、電子媒体(CD-R等) 1 部及び紙媒体(A4版) 1 部を提出すること。

- イ 報告書は再編集可能な形態で提出すること。
- ウ 上記(3)ア「地域PRイベントの企画・実施」及び(3)イ「次世代自動車展示会業務(実展示)」については、アンケート調査表を提出すること。

(6) 委託期間

契約締結の日から令和7年(2025年)2月28日(金)まで

2 参加資格、企画内容及び評価基準

- (1) 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格 次のいずれの要件も満たすこと。
- ア 法人若しくは法人以外の団体(以下、「法人等」という。)又は複数の法人等で構成する連合体 (以下、「コンソーシアム」という)であること。
- イ 法人等及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
 - (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

- (ウ) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日局総第461 号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが既にその停止の期間を経過していること。
- (エ) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が 行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (オ) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - a 道税(個人道民税及び地方消費税を除く、以下同じ)
 - b 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く)
 - c 消費税及び地方消費税
- (カ) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を 除く)。
 - a 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - b 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - c 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (キ) コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成 員として、この入札に参加する者でないこと。

(2) 審査基準

企画提案は、次の事項について審査する。

ア実施体制・業務遂行能力

- (ア) 業務実施体制、役割(責任者、人員、組織図など)が記載され、提案内容が確実に実施 される体制を有していると認められるか。
- (イ) 業務処理スケジュールが適切であるか。
- (ウ) 「ゼロカーボン北海道」に関する必要な情報を収集し、業務に関連する高度な専門的知識を有しているか。
- (エ) SNS の作成・発信など、若者世代を中心とした道民への有効な普及啓発手法に関し、十分な知見や技術を有しているか。
- (オ) 過去に同様の事業を実施したことがある等、十分な実績があるか。

イ 企画提案内容

- (ア) 全般
 - a 企画提案指示書に記載の内容について不足がないか。
 - b 実効性の高い独自の提案が盛り込まれているか。
- (イ) 効果的な地域PRイベントの実施
 - a 出展するイベントの開催地域や特性に応じた、広く道民や事業者などにわかりやすく周 知できる内容となっているか。
 - b 大型商業施設のイベントと連携するなど、多くの集客が期待できるインパクトのある地域PRイベントとなっているか。
- (ウ) 次世代自動車の展示イベントの実施
 - a 来場者が次世代自動車に関心を持ち、購入、利用促進に繋がるよう効果的、魅力的な提案がされているか。
 - b 多くの来場者の来場を促す配置、デザイン、工夫がされているか。

ウ 道施策との適合性

- (ア) 「ゼロカーボンチャレンジャー登録」または「北海道地球温暖化防止対策条例に基づく 排出量の報告」を行っているか。(道外事業者の場合は、類似の実績)
- (イ) 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード(ゴールド、シルバー、ブロンズ、ホワイト)のいずれかに該当しているか。
- (ウ) 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード(ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定)のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」の一定以上の認証ポイントを取得しているか。

(エ) 「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表を行っているか。

(3) 受託者の決定方法

ゼロカーボン北海道普及推進事業委託業務に係る総合評価審査会(以下「審査会」という。)において、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を評価の上、受託者を決定する。

なお、企画提案者が5者を超える場合、事前に企画提案書の書面による予備審査を行い、聴取 対象者を5者以下に絞ることがある。また、聴取対象者とならなかった企画提案者の提案は無効 とする。

(4) 道施策との適合性に関する事項

ア 「ゼロカーボンチャレンジャー登録」に関する事項

道が実施している「ゼロカーボンチャレンジャー」に登録している場合は、該当の宣誓書(写)を提出すること。なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る宣誓書(写)を提出すること。

イ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」及び「障がい者雇用」に関する事項

道が実施している「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認定書(写)や認定証(写)を提出すること。なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る認定書(写)や認定証(写)を提出すること。

ウ 「パートナーシップ構築宣言」に関する事項

国が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、該当の宣言書を提出すること。なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る宣言書を提出すること。

(5) 参加資格審査申請書の提出

- ア 提出書類 参加資格審査申請書、添付資料
- イ 様 式 参加資格審査申請書 別添様式による
- ウ 提出部数 参加資格審査申請書、添付資料とも1部
- 工 提出期限 令和6年(2024年)5月8日(水)午後5時00分(必着)
- オ 提出場所 (7)のエのとおり
- カ 提出方法 持参または郵送(簡易書留、書留のいずれか)による

(6) 企画提案書の提出

- ア 提出書類 企画提案書
- イ 様 式 企画提案書 別添様式による
- ウ 提出部数 9部

※1部は提案者名を記載したもの。残り8部は提案者名を記載しないもの。 文中にも提案者名を記載しないよう注意すること。

- 工 提出期限 令和6年(2024年)5月15日(水)午後5時00分(必着)
- オ 提出場所 (7)のエのとおり
- カ 提出方法 持参または郵送(簡易書留、書留のいずれか)による

(7) その他留意すべき事項

ア 公募手続きにおいて使用する言語、通貨

日本語、日本円

イ 無効となる提出書類

企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。

- ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

・虚偽の内容が記載されているもの。

ウ その他

- (ア) 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (イ) 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には、提出者に無断で 使用しないこととする。

なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を契約期間終了までの間に 閲覧に供する場合がある。

- (ウ) 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (エ) 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。
- (オ) 全ての提出書類は返却しない。
- (カ) 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。
- エ 問合せ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒060-8588 札幌市中央区北三条西6丁目 経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課 ゼロカーボン北海道普及推進事業担当

TEL 011-206-7948 (直通)